

説明会開始までしばらく お待ちください

音声OFF、カメラOFFで受講して下さい。

必ず 事業所等名・参加人数を入力してください。

《例 はだのたろう介護事業所 3名》

【入室後の修正方法】

- 1 画面下の「参加者」をクリック
- 2 (パソコンの場合) 自分の名前にカーソルを合わせ「詳細」をクリック
(スマートフォン・タブレットの場合) 画面下の「…」をクリック
- 3 「名前の変更」を選択し、「事業所等名・人数」を入力し直してください。

介護予防・日常生活支援 総合事業説明会

～ 自立支援の取組～

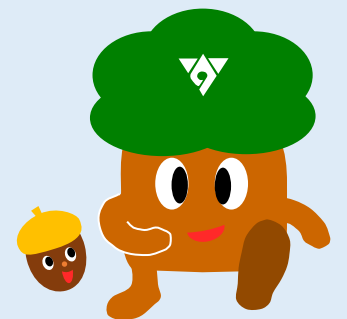
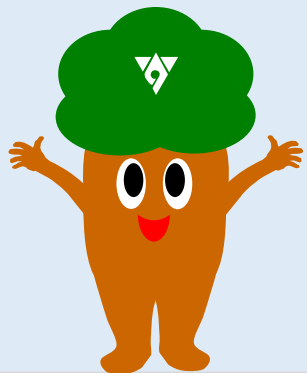


令和8年5月22日(金)
午後4時半から午後5時半まで
秦野市福祉部高齢介護課

本日の内容

- 1 秦野市の高齢者を取り巻く現状と課題
- 2 自立支援
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業
- 4 そのほかの取組

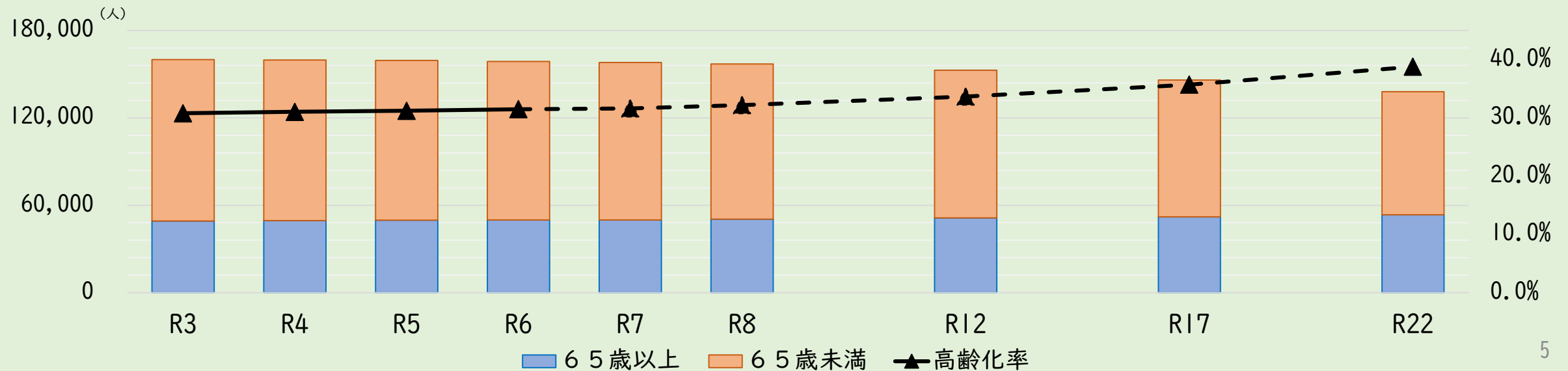
1 秦野市の高齢者を取り巻く 現状と課題



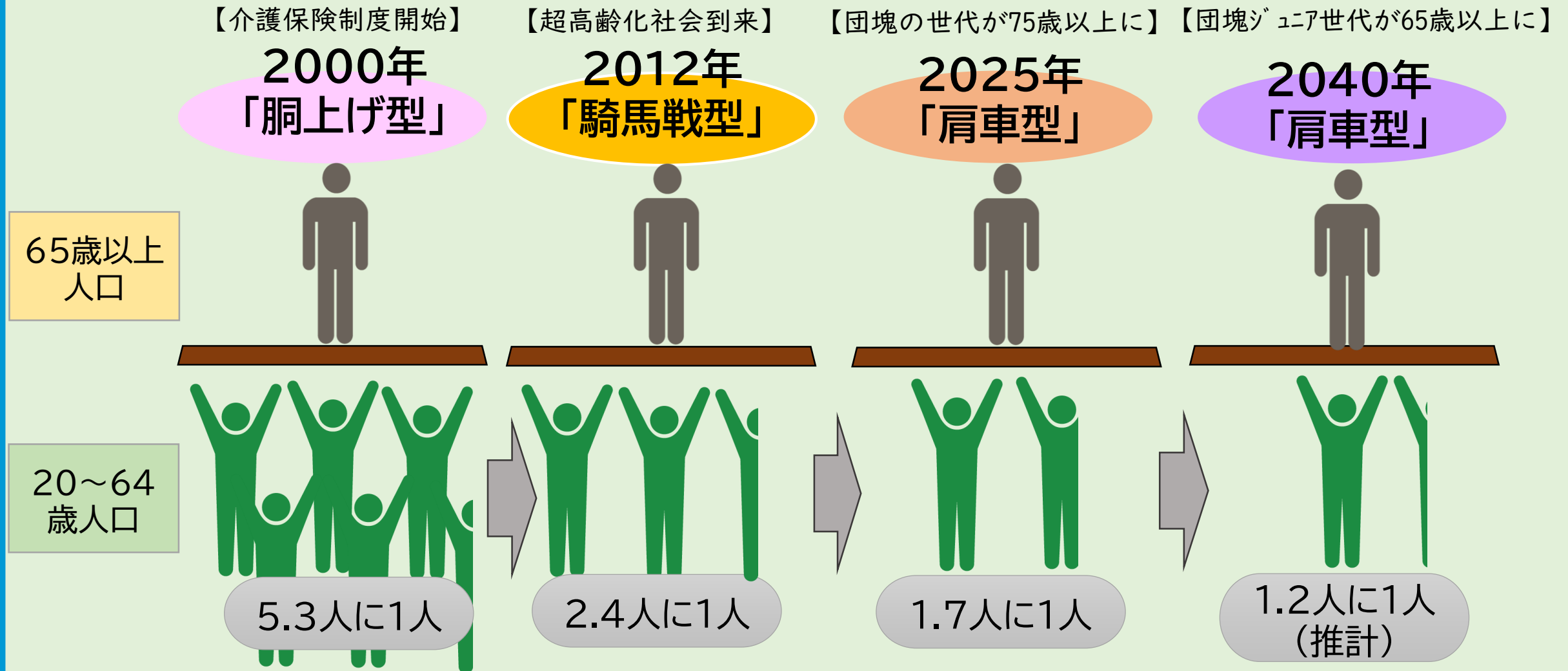
(1) 人口と高齢化率の推移

(単位：人)

		実績値					推計値			
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
住民基本台帳人口		160,012	159,688	159,314	158,692	157,982	156,883	152,666	145,905	137,901
65歳以上	前期高齢者	25,444	24,220	22,872	21,557	20,407	19,659	19,065	20,975	23,559
	後期高齢者	23,801	25,322	26,846	28,394	29,542	30,808	32,290	31,108	29,879
	高齢化率	30.8%	31.0%	31.2%	31.5%	31.6%	32.2%	33.6%	35.7%	38.8%



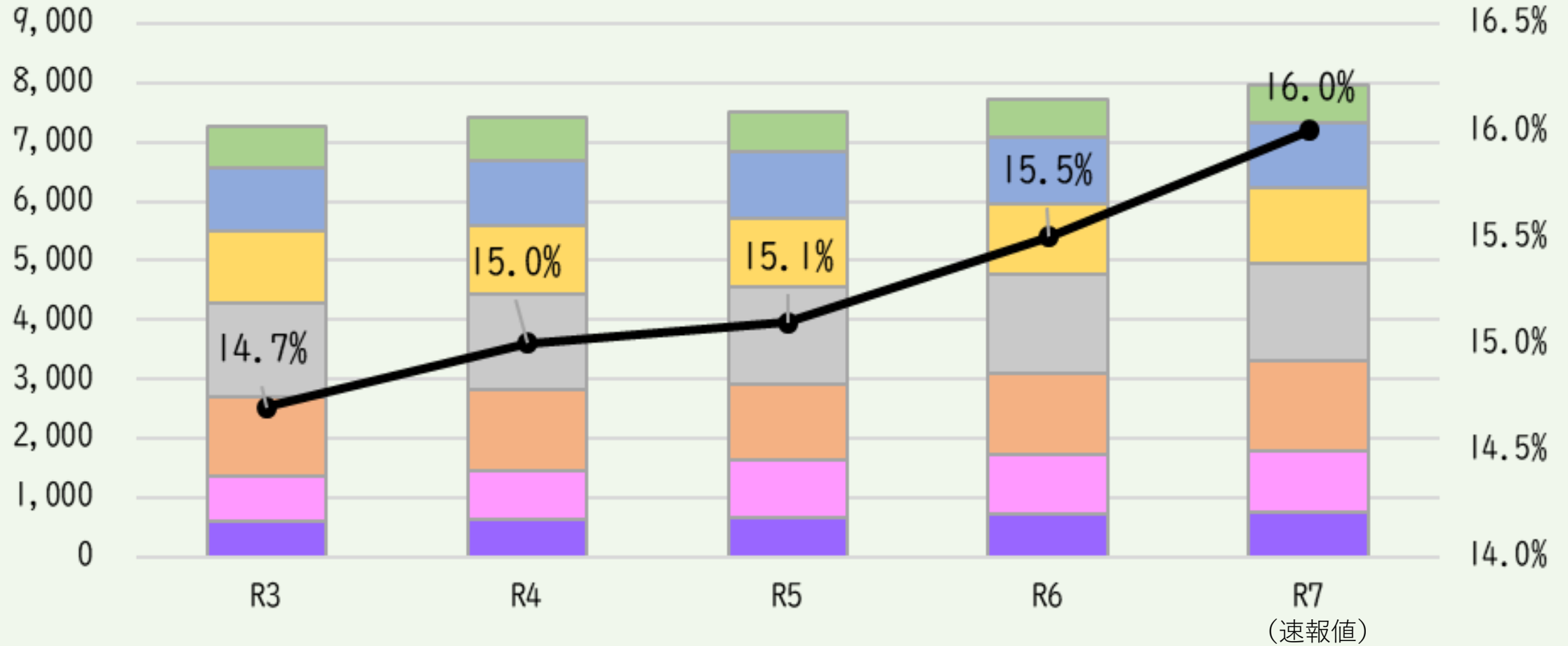
(2) 現役世代の負担割合



出典：将来人口推計より作成 6

(3) 認定者数と認定率の推移

※各年度末日時点

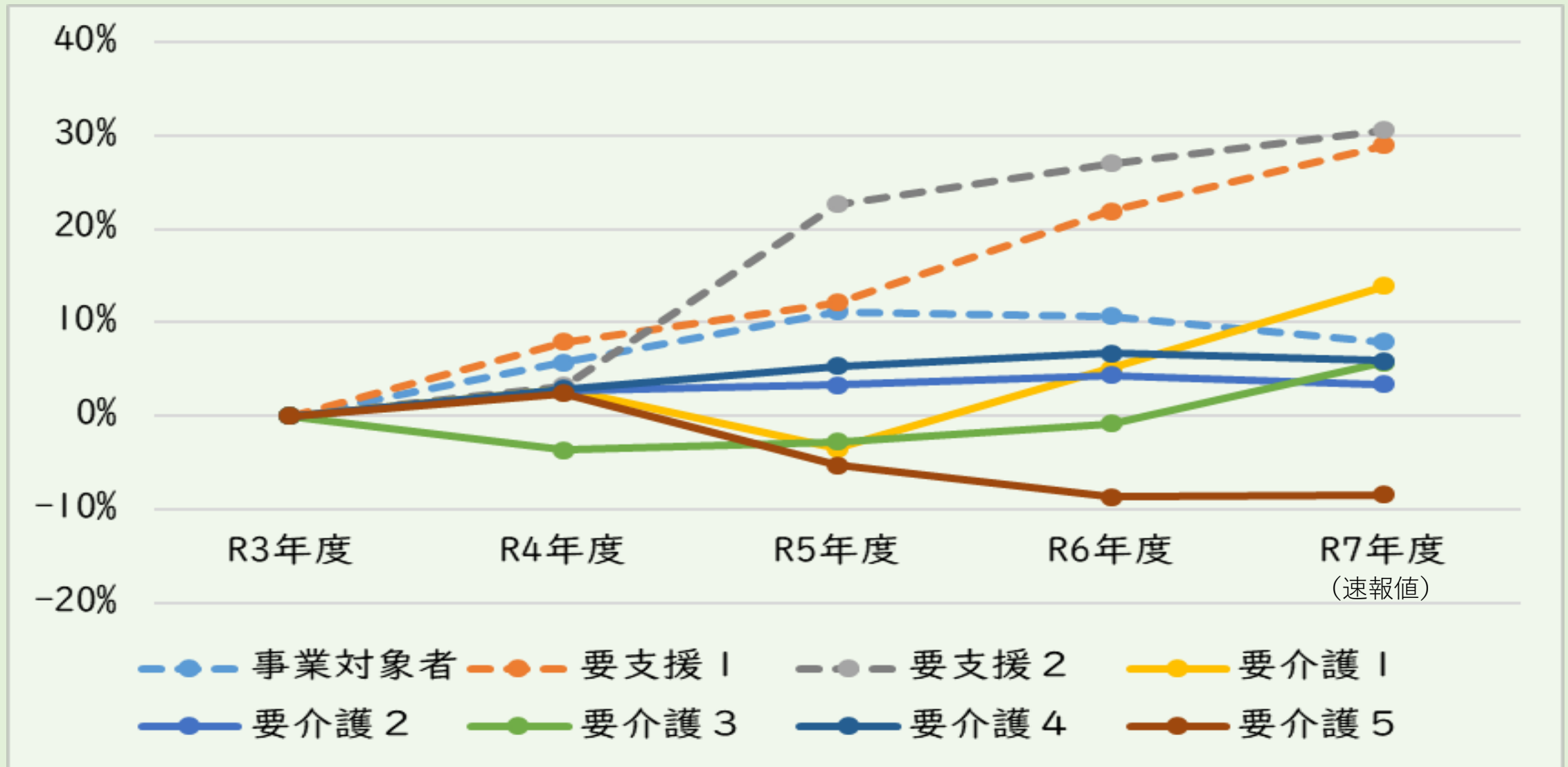


要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 認定率

出典：見える化システム及び秦野市事業統計より作成

(4) 認定者数の伸び率 (令和3年度比)

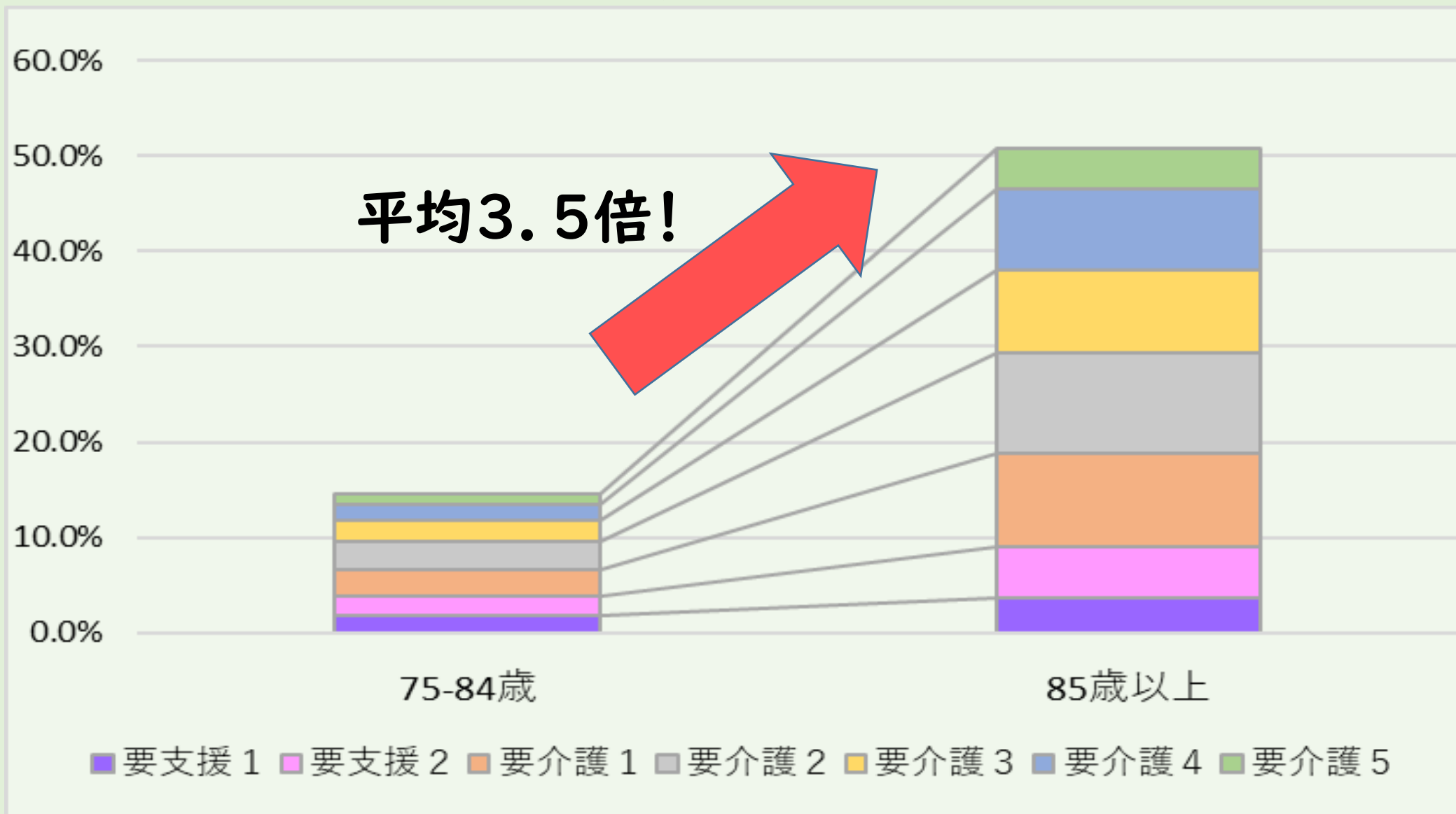
※各年度末日時点



出典：見える化システム及び秦野市事業統計より作成

(5) 75歳以上及び85歳以上の介護度別認定率

※時点：令和7年12月末



出典：見える化システム及び秦野市事業統計より作成

(6) これからの秦野市の人口構造の変化

表 2020年と2040年の年齢階級別人口の変化

	2020		2040		変化量 人 %
	(人)	(%)	(人)	(%)	
総数	162,439	100	139,888	100	-22,551 -13.9
0-14歳	17,814	11.0	12,133	8.7	-5,681 -31.9
15-64歳	95,691	58.9	73,396	52.5	-22,295 -23.3
65-74歳	25,522	15.7	23,322	16.7	-2,200 -8.6
75-84歳	17,065	10.5	16,370	11.7	-695 -4.1
85歳以上	6,347	3.9	14,667	10.5	8,320 131.1
(再掲) 65歳以上	48,934	30	54,359	38.9	5,425 11.1
(再掲) 75歳以上	23,412	14.3	31,037	22.2	7,625 32.6

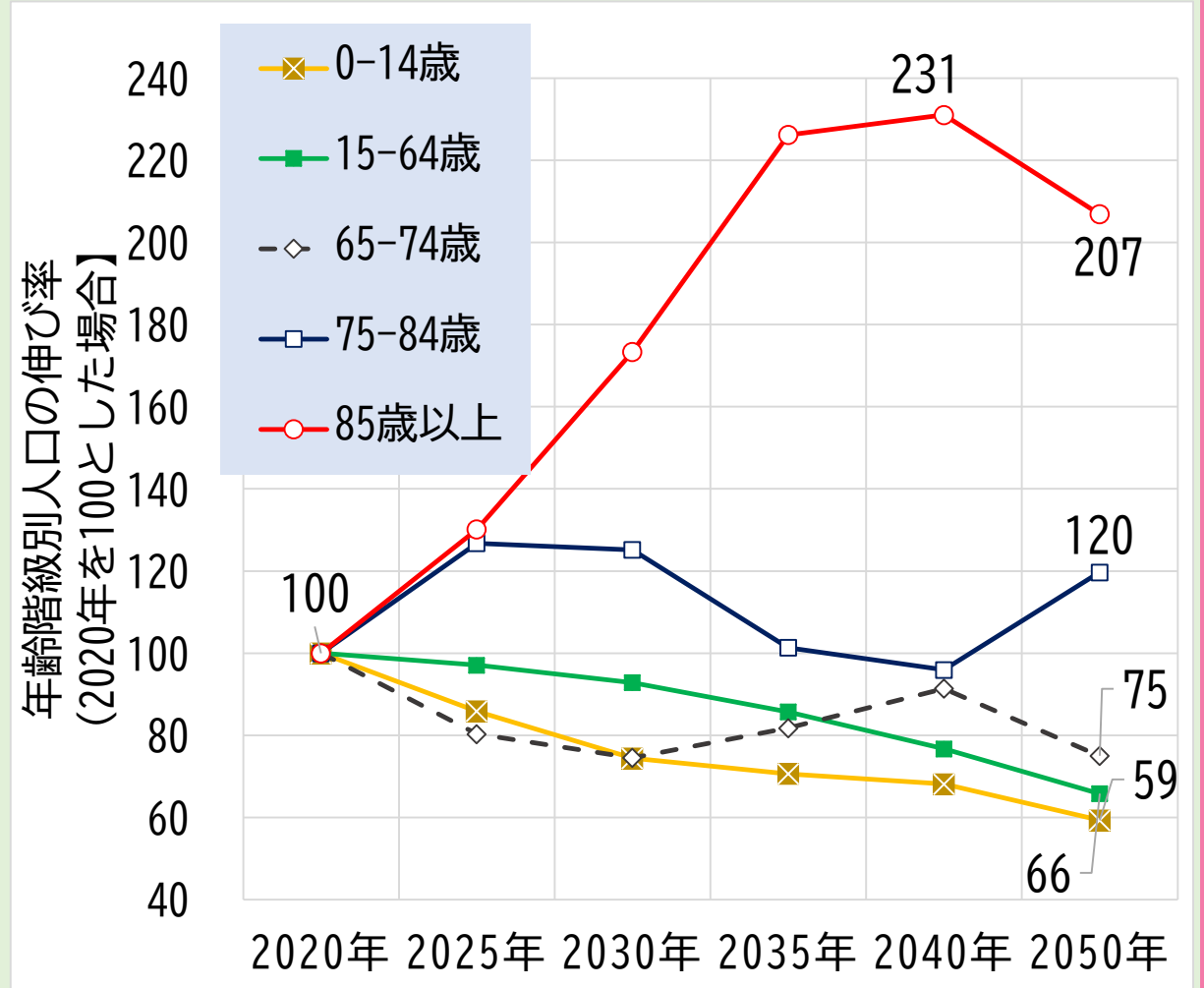


図 年齢階級別人口の伸び率の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）より作成

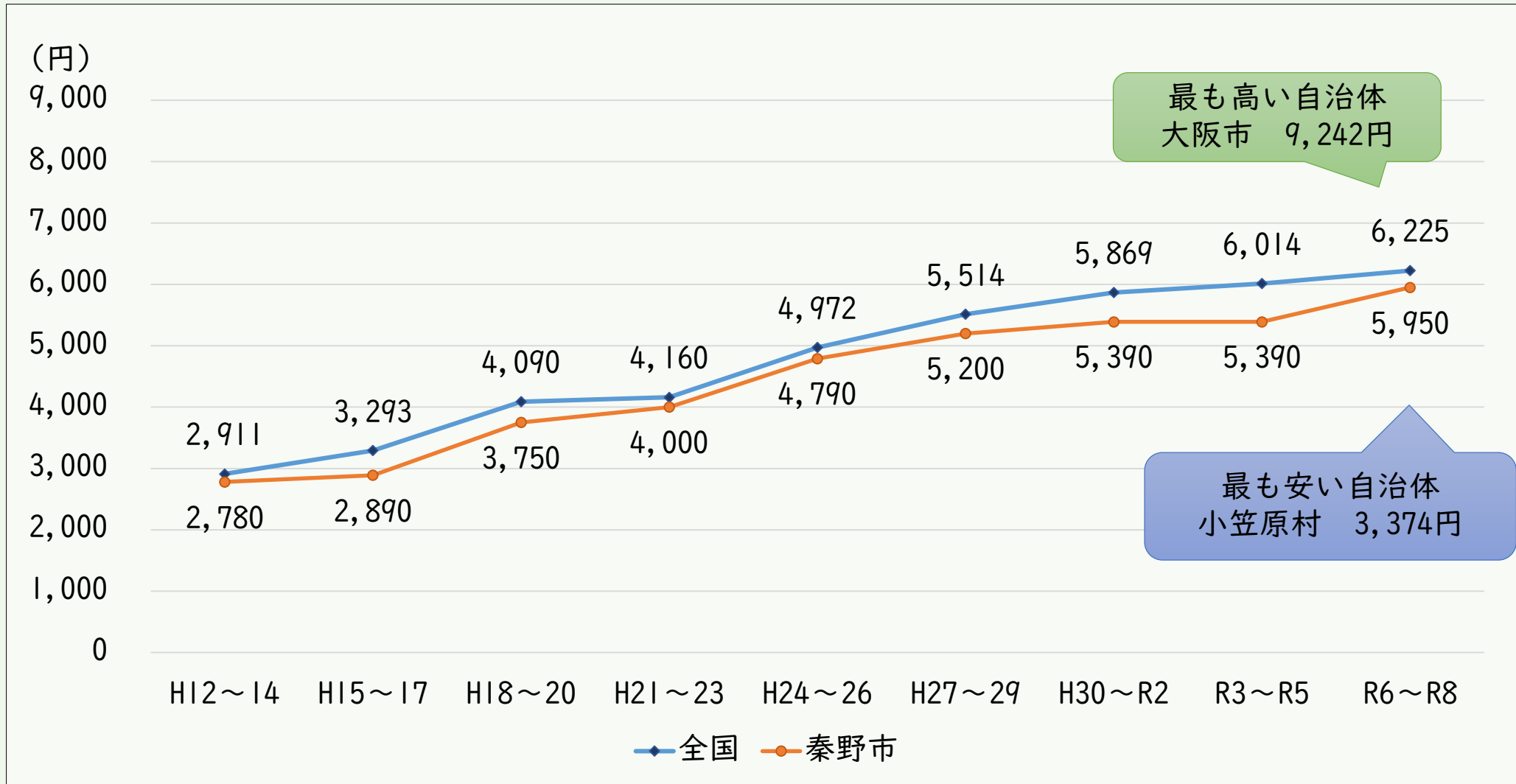
(7) 保険給付費及び地域支援事業費の推移

(各年度末日現在) (単位：千円)

		R3	R4	R5	R6	R7(速報値)
保険給付費		11,368,291	11,714,276	12,018,018	12,220,855	12,420,427
	居宅サービス	5,846,952	6,031,455	6,247,625	6,398,713	6,580,627
	地域密着型サービス	1,488,505	1,538,092	1,544,635	1,543,214	1,567,925
	施設サービス	4,032,834	4,144,729	4,225,758	4,278,928	4,271,875
地域支援事業費		507,537	532,036	566,288	594,563	599,438

出典：給付費推計より作成

(8) 介護保険料（基準額）推移



出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」より作成

(9) 介護・介助が必要になった主原因と平均余命と平均自立期間

【介護・介助が必要になった主原因】

(単位：%) (複数回答)	令和 4年	令和7年		
		全体	男	女
脳卒中	12.3	6.5	3.8	8.2
心臓病	11.5	9.9	10.6	9.4
がん	7.9	9.5	11.5	8.2
呼吸器の病気	5.5	4.9	6.7	3.8
関節の病気 (リウマチ等)	10.3	5.7	2.9	7.5
認知症	5.1	4.9	9.6	1.9
パーキンソン病	3.2	1.9	1.0	2.5
糖尿病	11.1	9.5	12.5	7.5
腎疾患	2.4	1.5	1.0	1.9
視覚・聴覚障害	9.5	12.2	16.3	9.4
骨折・転倒	17.4	15.2	11.5	17.6
脊髄損傷	7.9	6.5	5.8	6.9
高齢による衰弱	20.6	25.9	28.5	23.9
その他	19.4	10.3	9.6	10.7

調査名： 令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 調査対象： 要介護認定者を除く65歳以上の男女2,650人 (回答率82.6%)
 調査実施期間： 令和7年11月17日～12月15日

【平均余命と平均自立期間】

(単位：歳)

		平均余命	平均自立期間	平均余命と 平均自立期間の差
秦野市	男性	81.9	80.2	1.7
	女性	86.8	83.4	3.4
神奈川県	男性	81.6	80.0	1.6
	女性	87.5	84.1	3.4
全国	男性	81.1	79.7	1.4
	女性	87.1	84.0	3.1

「平均余命」と「平均自立期間」

「平均余命」とは、ある年齢の人々が平均して今後何年生きられるかという年数（期待値）であり、「平均自立期間」とは、集団における各人の介護を要しない期間の平均値を指します。

出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(10) 介護度の経年変化

要介護区分別人数前年比 非更新・改善 悪化 維持

		区分別 人数	令和6年度末の要介護区分 (%)								
			非更新	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(喪失等) その他
令和5年度末の要介護区分 (%)	要支援1	697	16.2	50.4	10.3	8.0	4.0	2.0	1.9	1.3	5.9
	要支援2	845	8.9	3.7	66.2	5.0	5.9	2.4	3.2	0.8	4.0
	要介護1	1,438	4.3	1.7	4.9	54.2	14.4	6.4	4.1	1.2	8.8
	要介護2	1,680	1.5	0.4	1.2	3.9	65.7	8.6	6.0	1.7	10.9
	要介護3	1,206	1.5	0.5	1.4	2.2	5.1	61.6	9.1	4.3	14.3
	要介護4	1,146	1.7	0.1	1.0	2.4	3.8	5.6	57.2	5.4	22.9
	要介護5	771	2.3	0.3	0.4	1.0	2.1	2.2	6.1	53.8	31.8

構成比 (各年度の比較) (単位: %)

	R3 ↓ R4	R4 ↓ R5	R5 ↓ R6
非更新+改善	13.4	11.6	10.3
維持	54.7	59.2	59.1
悪化	17.2	15.6	15.1
その他	14.7	13.7	15.5

出典: 秦野市介護保険システムから作成

(11) ここまでのまとめ

- 今後も高齢化率は上昇が見込まれる
- 75歳以上と85歳以上を比較すると、その認定率は約3.5倍と大幅に増加
- 2040年までの推計によると、人口減少により、高齢者人口も減少するが、85歳以上人口は2020年と比較して2倍以上になる
- 介護等が必要となったきっかけで、男女ともに多いのは「高齢による衰弱」、男性は「視覚・聴覚障害」「糖尿病」「がん」「骨折・転倒」、女性は「骨折・転倒」「心臓病」「視覚・聴覚障害」が多い
- 介護度の経年変化によると、「維持」が多く、「非更新＋改善」は減少傾向で、「悪化」がそれをやや上回っている状況⇒「非更新＋改善（＋維持）」の割合を増やすための取組を進め、「悪化」させない！

基本に立ち戻って、
介護保険法における



2 自立支援とは



(1) 介護保険法の理念

基本を
おさらい



・第1条（目的）

要介護状態となった人が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要なサービスを提供する

・第4条（国民の努力・義務）

要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努める
要介護状態となった場合にも、進んでリハビリ等のサービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める

(2) 秦野市における自立支援の定義

高齢者に関わる様々な職種が統一的な方向性のもとにサービス・活動事業を提供するため、秦野市高齢者ケア会議において秦野市における自立支援を次のとおり定義しています。

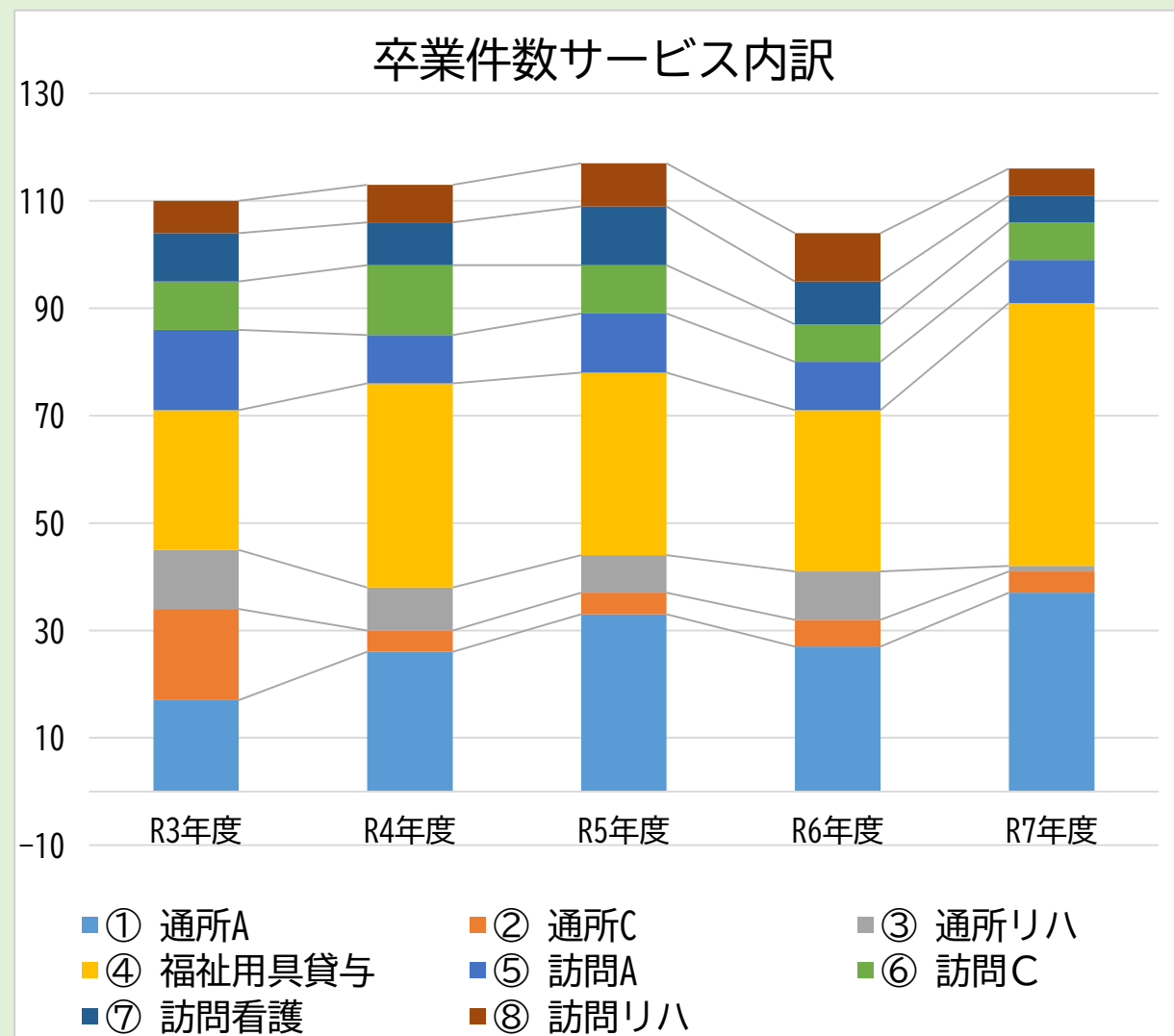
【秦野市における自立支援】

自分の持っている生きる力を
最大限に活かせるように支援すること

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業からの卒業実績

(単位：人)

サービス内容 / 年度	R3	R4	R5	R6	R7
① 通所A	17	26	33	27	37
② 通所C	17	4	4	5	4
③ 通所リハ	11	8	7	9	1
④ 福祉用具貸与	26	38	34	30	49
⑤ 訪問A	15	9	11	9	8
⑥ 訪問C	9	13	9	7	7
⑦ 訪問看護	9	8	11	8	5
⑧ 訪問リハ	6	7	8	9	5
合計	110	113	117	104	116



出典：地域高齢者支援センター月間報告より作成

3 介護予防・ 日常生活支援総合事業

3 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 総合事業の全体像

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業 ・要支援認定を受けた者（要支援者） ・事業対象者（基本チェックリスト該当者） ・継続利用要介護者 ※サービス・活動A・B・Dのみ	訪問型サービス（第1号訪問事業）	従前の訪問介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②訪問型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動） ③訪問型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動） ④訪問型サービス・活動C（短期集中予防サービス） ⑤訪問型サービス・活動D（移動支援）
	通所型サービス（第1号通所事業）	従前の通所介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②通所型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動） ③通所型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動） ④通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
	その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	①ケアマネジメントA ②ケアマネジメントB ③ケアマネジメントC
一般介護予防事業 ・第1号被保険者の全ての者 ・その支援のための活動に関わる者	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業	※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。 出典：老発0717 第6号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

3 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 実施要綱改正後の多様なサービス・活動の分類

(注) 以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	多様なサービス・活動					
	従前相当サービス	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	その他
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)
想定される 実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な 活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有す る者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額※2 (単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成 のための計画的な支援を短期集中的に 行うことにより、介護予防・自立支援の効 果が顕大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合 的かつ偏りなく巻計10号の範囲内で実 施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により巻計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dでの実施を想定)			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期 間を定めて保健医療に関する専門的な 知識を有する者により提供される短期集 中的なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食 事支援、送迎等を総合的に行うことが求め られる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の 提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、介護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)	● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職		

出典：老発0717 第6号 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて

その他の生活支援サービス
その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等) からなる。

(3) 総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○	○	

- 本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続できるようにする観点から、継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービスB・D）を利用できることとしている（令和3年4月施行^(※)）。

(※) 継続利用要介護者数：295人、継続利用要介護者に対する総合事業を提供する市町村数：59市町村（令和4年6月1日現在）

(出典) 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域とのつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、見直しを行う。

「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）

- 高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である。

介護保険法 施行規則の改正

- ・ 継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとして**サービスAを含める。**
- ・ 継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、**居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応**に関する規定を新設。

	訪問型・通所型 従前相当サービス	訪問型・通所型 サービスA	訪問型・通所型 サービスB	訪問型・通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
対象	×	○ (R6.4~)	○ (R3.4~)	×	○ (R3.4~)

(注) 継続利用要介護者のケアマネジメントは、従前と同様、原則として指定居宅介護支援事業者が本人の選択のもとで行う。
継続利用要介護者に対する総合事業に要する費用については、総合事業の上限額の個別協議の対象とする。（通知により規定）

出典：厚生労働省資料「令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

(4) 秦野市におけるサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス）

	訪問型サービス	通所型サービス
予防給付型サービス （従前相当） （開示時期 28年1月～）	・介護保険事業所（指定） ※身体介護が必要な場合は、地域ケア会議で利用が適当であると認められる必要がある ※本市ではサービス・活動A（基準緩和型）の指定を受けていない場合は従前相当サービス（予防給付）指定は更新しない方針	
基準緩和型サービス・活動 （サービス・活動A） （開示時期 28年4月～） ⇒P25	・介護保険事業所（指定） ・シルバー人材センター（委託）	・介護保険事業所等（指定）
	内容 ・入浴介助などの身体介助を行わないサービス。 ・食事や掃除等の日常生活動作に支援が必要な人の居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行う。	内容 ・通所介護施設において、運動機能低傾向の人や家に閉じこもりがちな人を対象に、生活機能の向上のための機能訓練を行う。 ・入浴介助などの <u>身体介助は行わない</u>
住民主体型サービス・活動 （サービス・活動B） （開示時期 28年4月～）	秦野市独自のサービス 住民ボランティア団体等が運営するサービス ・地区社協（補助） ⇒P26	秦野市独自のサービス ・元気高齢者向けデイサービスを行う住民団体（補助） ⇒P27・28
短期集中サービス・活動 （サービス・活動C） （開示時期 28年7月～）	3～6か月で介護保険からの卒業を目指す	
	秦野市独自のサービス 1口腔機能の低下や栄養不足などの課題に対する支援 2体力の低下や日常生活での動作に不安を抱える高齢者に対する支援 ⇒P30・31	秦野市独自のサービス 3～6か月の短期間に運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供 ・介護保険事業所、フィットネス（委託） ⇒P32
訪問型移動支援サービス・活動 （サービス・活動D） （開示時期 28年4月～）	・通所B利用者の送迎 社会福祉法人、NPO法人（補助） ⇒P29	

(4) ア 基準緩和型サービス・活動(サービス・活動A)

基準緩和型訪問サービス・活動 (サービス・活動A)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助などの身体介助を行わないサービス。 ・食事や掃除等の日常生活動作に支援が必要な人の居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行う。
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 秦野市の指定を受けた介護保険サービス事業者 (2) 秦野市と委託契約を締結した事業者 (シルバー人材センター)

基準緩和型通所サービス・活動 (サービス・活動A)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護施設において、運動機能低傾向の人や家に閉じこもりがちな人を対象に、生活機能の向上のための機能訓練を行う。 ・入浴介助などの<u>身体介助は行わない</u>
サービス提供者	秦野市の指定を受けた介護保険サービス事業者

(4) イ 住民主体型訪問型サービス・活動(サービス・活動B)…住民主体の生活支援

利用者の要件	<p>次の要件すべてを満たす人</p> <p>①市内に在住する65歳以上の高齢者</p> <p>②要支援者、事業対象者又は元気高齢者</p> <p>※ただし、利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること</p>
サービス提供者の要件	<p>次の要件すべてを満たす団体</p> <p>①構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学していること</p> <p>②主な活動拠点が市内であること</p> <p>③利用者宅への生活支援の定期的な訪問が可能であること。</p> <p>④生活支援利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること</p> <p>⑤生活支援を行う人は、市の指定する研修を受けること</p>
実施方法	生活支援を行う住民ボランティア団体への活動経費の補助
補助額（年額）	1団体当たり上限12万円
利用者負担	サービス提供者が決定する

(4) ウ 住民主体型通所サービス・活動(サービス・活動B)…住民主体の自立支援

利用者の要件	<p>次の要件すべてを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に在住する65歳以上の高齢者 ②要支援者、事業対象者又は元気高齢者 <p>※ただし、利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること ※継続利用要介護者についても団体との調整のうえ利用可能</p>
サービス提供者の要件	<p>次の要件すべてを満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学していること ②主な活動拠点が市内であること ③週におおむね1回以上、かつ、1回当たりおおむね5時間以上の事業を行うこと
実施方法	<p>デイサービスを行う住民ボランティア団体への活動経費の補助</p>
補助額（年額）	<p>1団体当たり上限8万円（食材費を除く活動経費等）</p>
利用者負担	<p>昼食代等実費</p>

(4) ウ 住民主体型通所サービス・活動 いきがい型デイサービスの一日



みんなで
おしゃべり

踊りや
マジック鑑賞、
体操、カラオケ、
ぬりえ etc



食事も
みんなで
いただきます

(4) オー① 短期集中予防訪問サービス（サービス・活動C）

元気な自分を取り戻そう！

おいしく食べよう歯っぴー訪問（口腔・栄養）

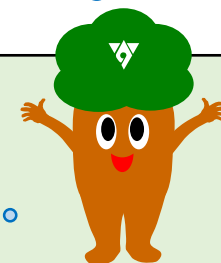
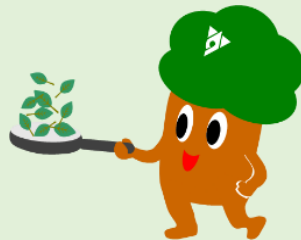
対象者	栄養改善又は口腔機能の向上に関する基本チェックリスト項目該当者
サービス内容	<p>専門職が自宅等を訪問し、口腔機能及び栄養上における課題の改善又は状態悪化の予防にかかる専門的な助言や食環境や口腔機能の改善を図るための提案等や地域資源や通いの場の紹介を行う。</p> <p>サービスの提供回数は、ケアマネジメントに基づき、原則3か月間、状態に応じて最長3か月延長が可能。</p>
サービス提供専門職	管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士
利用者負担	なし（実費負担生じることあり）

入れ歯を治すことがとても大切と思った

むせることが、気にならなくなった

体力・筋力がついて、歩く距離が伸びた

利用者の声



(4) オー② 短期集中予防訪問サービス（サービス・活動C）

元気な自分を取り戻そう！

元気をサポート！おうちリハ訪問（リハビリテーション）

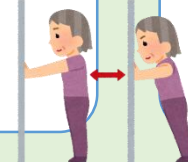
対象者	訪問による専門職の指導を受けることで、生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者
サービス内容	運動等にリスクを抱える高齢者に対して、リハビリテーション専門職が生活の場における初期アセスメント及びモニタリングを実施し、生活状況の把握（状態評価）・対象者の予後予測・環境調整・運動指導・必要なサービスの選択に関する情報提供を行う。 訪問は原則3か月間、2回を限度とし、最長6か月までに実施。
サービス提供専門職	理学療法士、作業療法士(委託及び委嘱)
利用者負担	なし

こんな方にお勧め



外出機会を増やしたい

転びにくい体をつくりたい



通いの場に行けるようになりたい



(4) カ 短期集中予防**通所**サービス（サービス・活動C）

元 気 な 自 分 を 取 り 戻 そ う ！

対象者	基本チェックリスト項目該当者で通所により支援を受けることで生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者
サービス内容	3～6か月の短期間に、運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供し、利用者が生活機能を向上させ介護保険を「卒業」することを目指す。 利用は介護予防ケアマネジメント計画に基づく回数で週1回もしくは週2回で、サービス提供者は「運動器の機能向上マニュアル」により、体力測定を行い評価する。
サービス提供者	通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は指定地域密着型サービス事業者の指定又は秦野市通所型サービス事業者の指定を受けている法人、もしくは医師やスポーツインストラクター等の資格を有している法人。 サービス提供は理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等の専門職
利用者負担	なし（実費負担生じることあり）



元気になって、介護
保険サービスからの
卒業するぞ

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業 ・要支援認定を受けた者（要支援者） ・事業対象者（基本チェックリスト該当者） ・継続利用要介護者 ※サービス・活動A・B・Dのみ	訪問型サービス（第1号訪問事業）	従前の訪問介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②訪問型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動） ③訪問型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動） ④訪問型サービス・活動C（短期集中予防サービス） ⑤訪問型サービス・活動D（移動支援）
	通所型サービス（第1号通所事業）	従前の通所介護相当 ①従前相当サービス 多様なサービス・活動 ②通所型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動） ③通所型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動） ④通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
	その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	①ケアマネジメントA ②ケアマネジメントB ③ケアマネジメントC
一般介護予防事業 ・第1号被保険者の全ての者 ・その支援のための活動に関わる者	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業	※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。 出典：老発0717 第6号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

(5) ア 介護予防施策等を通じた健康支援と生きがいづくり

介護予防講座	公民館等で、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催。さらに、地域からの依頼に応じて住民主体の通いの場へ出向き、出前講座として介護予防・フレイル予防の普及啓発を推進
介護予防サポーターの育成・活動支援	「介護予防」を自ら実践し、介護予防に関する普及啓発活動を行うボランティアの育成及び活動を支援
地域リハビリテーション活動支援	地域のリハビリテーション専門職の協力のもと、介護予防や通所・訪問サービスなどの提供、地域ケア会議等、進行予防の推進や生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制づくりを推進
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	国保データベース（KDB）システム等のレセプトや介護・健診結果、後期高齢者質問票のデータ及び個人の健康状態や環境を分析し、生活習慣病等の重症化予防や介護予防支援を実施
地域介護予防活動支援	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を効果的に支援するため、活動経費の一部を補助
高齢者の就労の促進	55歳以上の就労相談窓口を開設し、個別相談や求人開拓による就労支援を実施

(5) イ 介護予防カレンダー

令和8年度 シニアライフを楽しむ 介護予防カレンダー

2025.4.14 更新

**申込み
問合せ**

秦野市役所 高齢介護課 地域包括ケア担当
☎ 82-5617・FAX 84-0137

対象

65歳以上
一部60歳未満も参加可

シニア元気度測定会 ～フレイルチェック＆講座～

フレイルとは「健康」と「要介護」の間の陥っている状態のことです。ご自分の今の状態をチェックしてみませんか。1日目はフレイル測定を行い、2日目はフレイル予防のポイントを専門職と一緒に学びます。

会場	日程	時間
コーステック会館	7/17 金・27 月	
西公民館	9/10 木・17 木	13:30～
メラクス会館	11/12 木・19 木	15:30
大町公民館	※※※ 1/19 火・26 火	

教えて先生！ 認知症予防

丹波病院の認知症専門医とケアスタッフから、認知症の正しい知識や予防、認知症を取り巻く環境への対応方法などを学ぶ講座です。

会場	日程	時間
東公民館	7/15	14:00～ 15:30
西公民館	9/16	
梅巻公民館	11/11	
本町公民館	12/9	
梅が丘公民館	※※※ 3/17	

脳の健康教室

週に1回の教室と毎日できる簡単な「読み書き、計算」で脳を活性化させましょう。仲間と一緒に「命題と学習」を楽しく受講です。

会場	日程・内容
梅が丘公民館	まずはお話し！気軽に楽しく脳体操づくりの体験会 9/9 水 10:00～11:30
西公民館	教 室 10/7～※※※ 2/24 の5か月間 毎週水曜日の午前中、1回45分の授業です。 教材費 1,100円(税込)/月

介護者セミナー (65歳未満も参加可)

認知症の方への接し方や介護に役立つ情報を学ぶ講座です。

会場	日程・内容
本町公民館	11/27 金 13:30～15:00 高齢者施設の見学と講話
梅巻公民館	12/6 日 10:00～12:00 認知症介護者のついで 13:00～15:00 認知症「認知症にならないうちから」 ～家族が最も、打ち明けやすいことのできる支援～

認知症について知る講座 (65歳未満も参加可)

認知症に関する正しい知識を身に付け、自分や大切な人のために、認知症に関する正しい知識を身に付け、新しい認知症を学ぶ入門的な講座です。

会場	日程	時間
梅巻公民館	5/29 金	13:30～15:30
本町公民館	6/23 火	14:00～15:30
本町公民館	10/22 木	10:00～11:30
コーステック会館	11/26 木	14:00～15:30
西公民館	12/16 水	10:00～11:30
広畑ふれあいプラザ	※※※ 1/14 水	13:30～15:00
梅が丘公民館	※※※ 2/19 火	13:30～15:00

「ステップアップ講座」もあります
認知症サポーターを育成し、認知症の方にご家族への支援についてより実践的な内容を学ぶ講座です。詳細は問合せください。

地域のつどいに参加する

【申込み・問合せ】 高齢介護課 ☎82-5617

**申込み不要
参加費無料** うぐいす体操会

仲間と楽しく作り上げていく体操会です。月に2回、さわやか体操ゆくりバージョンやストレッチ、筋トレ、お口の体操などを行います。(鶴巻公民館と平次児童館は室内靴をご用意ください)

会場	日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時間
東公民館	火曜日	14・28	12・26	9・23	14・28	25	8・29	13・27	10・24	8・22	12・26	9	9・23	10:00～ 11:00
梅巻公民館	木曜日	9・23	14・28	11・25	9・23	13・27	10・24	8・22	12・26	10・24	14・28	25	11・25	
平次児童館	金曜日	10・24	8・22	5・19	3・17	休	11・25	9・23	6・20	4・18	8・22	12・26	12	

**申込み不要
参加費無料** いきいきライフ
交流会

月に1回、仲間とおしゃべりしながら、ボランティアを中心に筋トレや軽い体操、レクリエーションなどを行います。「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げてみませんか。(飲み物をご用意ください)

会場	日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時間
本町公民館	金曜日	休	8	12	13 (月)	休	11	9	13	10 (木)	8	12	12	13:30～ 15:00

**申込み不要
参加費無料** 広畑エンジョイ
カレッジ

広畑エンジョイカレッジの問合せ 広畑ふれあいプラザ ☎77-6061

広畑ふれあいプラザでは、曜日により筋力維持や認知症予防につながる様々なフレイル予防の講座を、第1・2・4週の水・木・金曜日に開催しています。お気軽に参加ください。

会場	内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			時間
		月	日	曜	月	日	曜	月	日	曜	月	日	曜	月	日	曜	月	日	曜	
広畑ふれあい プラザ	コグニサイズ	6	・13	・27	11	・25	1	・8	・22	6	・13	・27	3	・10	・24	7	・14	・28	13:30～ 14:30	
	わいわいポッチャ	水	1	・8	・22	13	・27	3	・10	・24	1	・8	・22	5	・26	2	・9			
	さわやか体操	木	2	・9	・23	7	・14	・28	4	・11	・25	2	・9	・23	6	・27	3	・10		・24
	筋トレ	金	3	・10	・24	1	・8	・22	5	・12	・26	3	・10	・24	7	・28	4	・11		・25
	内容	10月																		
	コグニサイズ	月	5	・26	2	・9	7	・14	4	・25	1	・8	・22	1	・8					
	わいわいポッチャ	水	7	・14	・28	4	・11	・25	2	・9	6	・13	・27	3	・10	・24	3	・10		・24
	さわやか体操	木	1	・8	・22	5	・12	・26	3	・10	7	・14	・28	4	・25	4	・11	・25		
	筋トレ	金	2	・9	・23	6	・27	4	・11	8	・22	5	・12	・26	5	・12	・26			
	内容	11月																		
	コグニサイズ	月	5	・26	2	・9	7	・14	4	・25	1	・8	・22	1	・8					
	わいわいポッチャ	水	7	・14	・28	4	・11	・25	2	・9	6	・13	・27	3	・10	・24	3	・10		・24
さわやか体操	木	1	・8	・22	5	・12	・26	3	・10	7	・14	・28	4	・25	4	・11	・25			
筋トレ	金	2	・9	・23	6	・27	4	・11	8	・22	5	・12	・26	5	・12	・26				

**申込み不要
参加費無料** ミニデイサービス

介護予防生きがいづくりを目的として、住民ボランティアが運営するデイサービスです。体操や講座、世代間交流、食事会などの活動を行っています。
対象者は、市内在住でご自分で通うことができる方です。

会場	住所	日程	時間・費用
おおね荘 (大根公民館内)	南矢名3-16-22	毎週水曜日 (第5週休み)	時間 9:30～15:00 費用 400～500円/日
あずま荘	寺山466-2	第1・3水曜日	
かわじ荘	八沢626-1	第2・4水曜日	
くずは荘	羽根534	第2または4火曜日	時間・費用は会場により異なります。詳しくは問合せ下さい。
ほりかわ荘	堀川579-1	第1・3水曜日	
末広ふれあいセンター	末広町6-53	第2金曜日・第4水曜日	

**申込み不要
参加費無料** いきいきデイサービス

広畑ふれあいプラザでは、水・木・金曜日に、住民ボランティアが運営するデイサービスを開催しています。週に1回、レクリエーションや軽い体操、仲間との昼食を楽しい時間をすごしませんか。詳しくは高齢介護課まで問合せ下さい。(対象者は市内在住で要介護認定を受けていない方です)

地域高齢者支援センター主催の教室

【申込み・問合せ】 各地域高齢者支援センター

お住まいの地区以外の教室にも参加できます。講座の内容、費用、その他詳細は各地域高齢者支援センターまで問合せください。☐は令和9年度です

本町地域高齢者支援センター ☎75-8907

入船
自治会館

お話し・おしゃべり
+α楽しもう!

毎月第2火曜日 (8月を除く)
4/14, 6/9, 10/13, 12/8,
※毎月2/9
※毎月2/9

10:00～
11:00

さわやか体操フロアア
ップの講師あり

5/12, 7/14, 9/8, 11/10,
※毎月1/12, 3/9

10:00～
11:00

みんなでさわやか体操
しよう

毎月第2水曜日 (8月を除く)
4/6, 5/13, 6/10, 7/8,
9/9, 10/14, 11/11, 12/9,
※毎月1/13, 2/10, 3/10

13:30～
14:00

プライム
ガーデン
会館
1Fフロア

毎月第4水曜日 (8月を除く)
4/22, 5/27, 6/24, 7/22,
9/23, 10/28, 11/25,
12/23,
※毎月1/27, 2/24, 3/24

13:30～
14:30

南地域高齢者支援センター ☎84-2250

南公民館

音楽療法

5/20 水
11/18 水

13:30～
15:00

西地域高齢者支援センター ☎73-5751

西公民館

ポッチャで楽しく交流会

5/22 金
3/18 木

10:00～
11:30

災害時にも備えない! サツと動ける身体作り

7/24 金
10/27 火

10:00～
12:30

梅川
公民館

食を通じたフレイル予防

10/27 火
12/22 火

10:00～
12:30

東・北地域高齢者支援センター ☎81-0990

梅巻公民館

健康チェック・健康相談
の身体作り・ストレッチ
にまつて動ける身体
作りを認知症予防!

4/9 5/14 6/11
7/9 9/10 10/8
11/12 12/10 1/14

2/18 3/11

4/14 5/12 6/9
7/14 9/8 10/13
11/10 12/8 1/12

2/9 3/9

10:00～
11:00

プライム
ガーデン
会館

プライムサロン
さわやか体操、集

4/14 5/12 6/9
7/14 9/8 10/13
11/10 12/8 1/12

2/9 3/9

14:00～
14:45

鶴巻地域高齢者支援センター ☎79-9040

梅巻公民館

老い支度～みんなで学ぼう! 生活～

4/24 6/26

13:30～
15:00

上手な受診と予防接種の受付方

10/23

くらにアロマを! リラックス

11/27

音楽の力 音楽療法で脳活性化

12/25

小物づくりを楽しむながら介護予防

2/26

13:30～
15:00

ハビリ専門に学ぶ身体動かし方のポイント

2/26

(5) ウ フレイル予防の重要性

フ レ イ ル って何だろう？



フレイルとは、健康な状態と要介護状態のちょうど真ん中の状態のこと。
 フレイルの段階で適切に対処すれば、心身の健康を取り戻すことができます。





- 社会と交流の輪を広げる
- しっかりと噛んで十分な栄養をとる
- 定期的に運動を行う

(5) エ はだのさわやか体操でフレイル予防

地域のリハビリテーション専門職と東海大学で「介護されない」「転ばない」体力づくりを目標とした介護予防体操DVDを作成

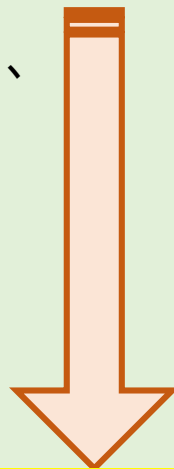
- 内容
- ① かながわ健口体操
 - ② ストレッチ (リハ専門職考案)
 - ③ 筋力アップ体操 (リハ専門職考案)
 - ④ はだのさわやか体操ゆっくりVer (東海大学体育学部考案)

派遣内容 フレイル予防(栄養・口腔指導、フレイルチェック、体力測定、体操指導)の5つのフォローアップ
以下の団体に無料で講師派遣

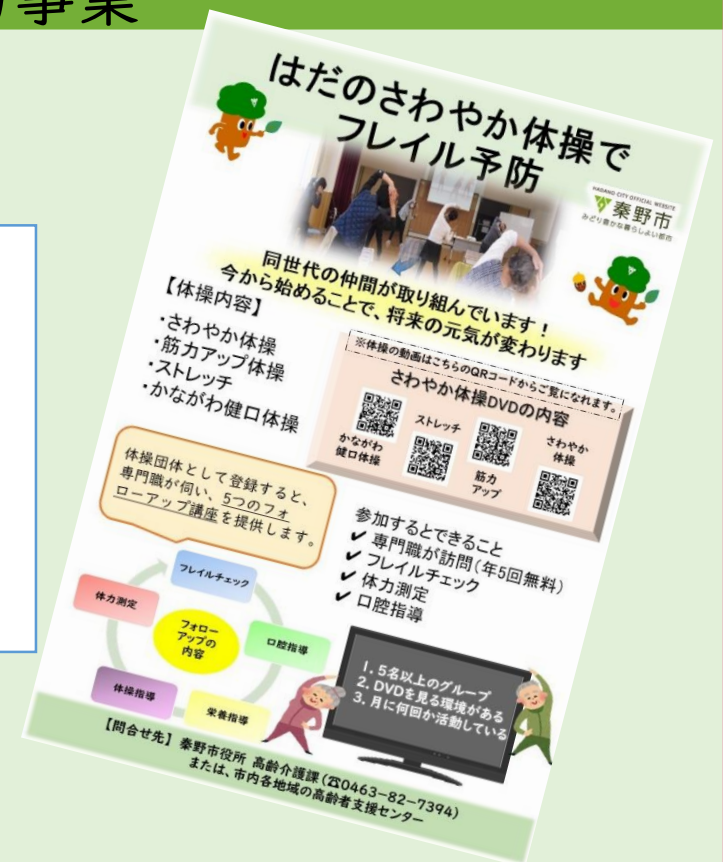
-  5人以上の週1回以上体操を実施する団体
-  DVDが見られる環境がある



地域住民が自分たちで30分のDVDを見ながら体操ができるよう支援



介護予防支援事業所での活用支援



(5) 才 「通いの場」の推進

地域住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して
「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所

地域介護予防の拠点

生きがい・楽しみ

社会とのつながり

交流（孤独・孤立予防）

認知機能低下を予防

運動能力のアップ

口腔機能の向上

食生活の見直し

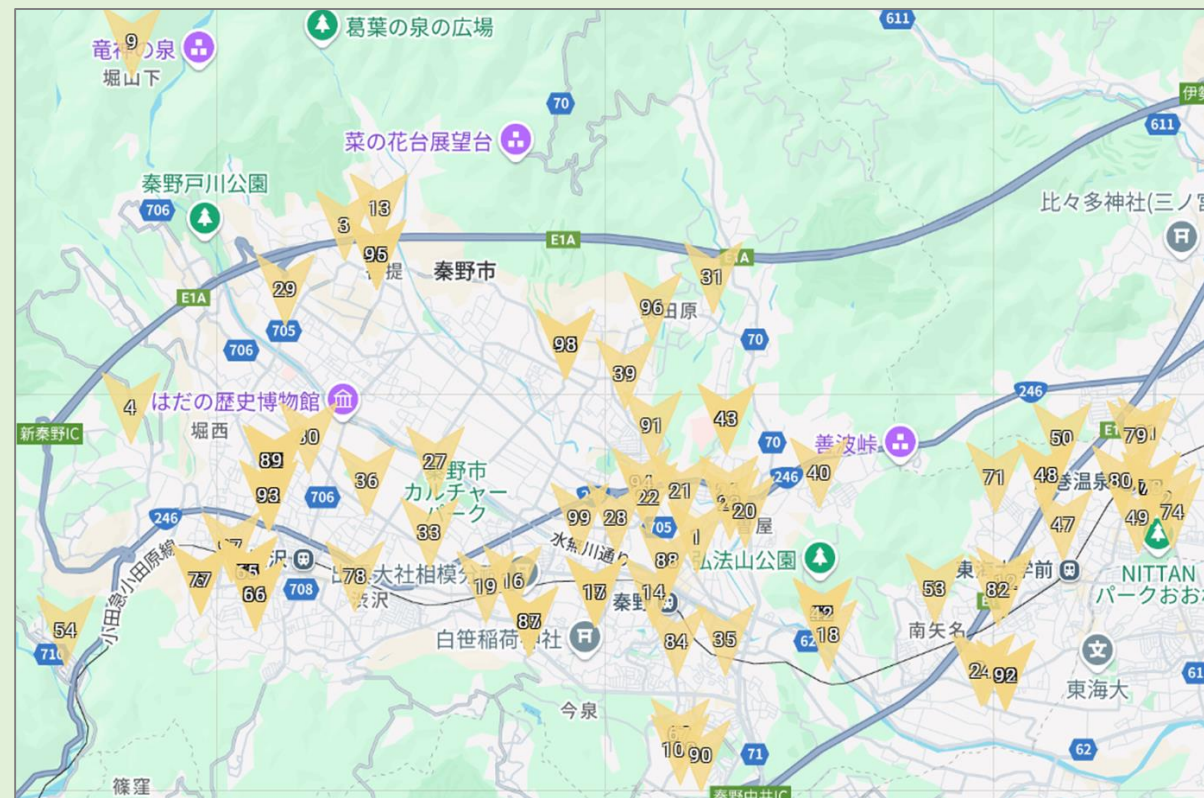
心肺機能の維持向上



(5) 才 ① 市内には、どれくらい「通いの場」がある？



小学校区	箇所	小学校区	箇所
本町	9	大根	12
末広	9	広畑	9
南	9	鶴巻	23
南が丘	11	西	6
東	10	堀川	17
北	13	上	6
渋沢	23	計	157



小学校区ごとの通いの場 (R7.4月現在)

地域介護予防活動補助金団体及びさわやか体操実施団体 (重複あり)

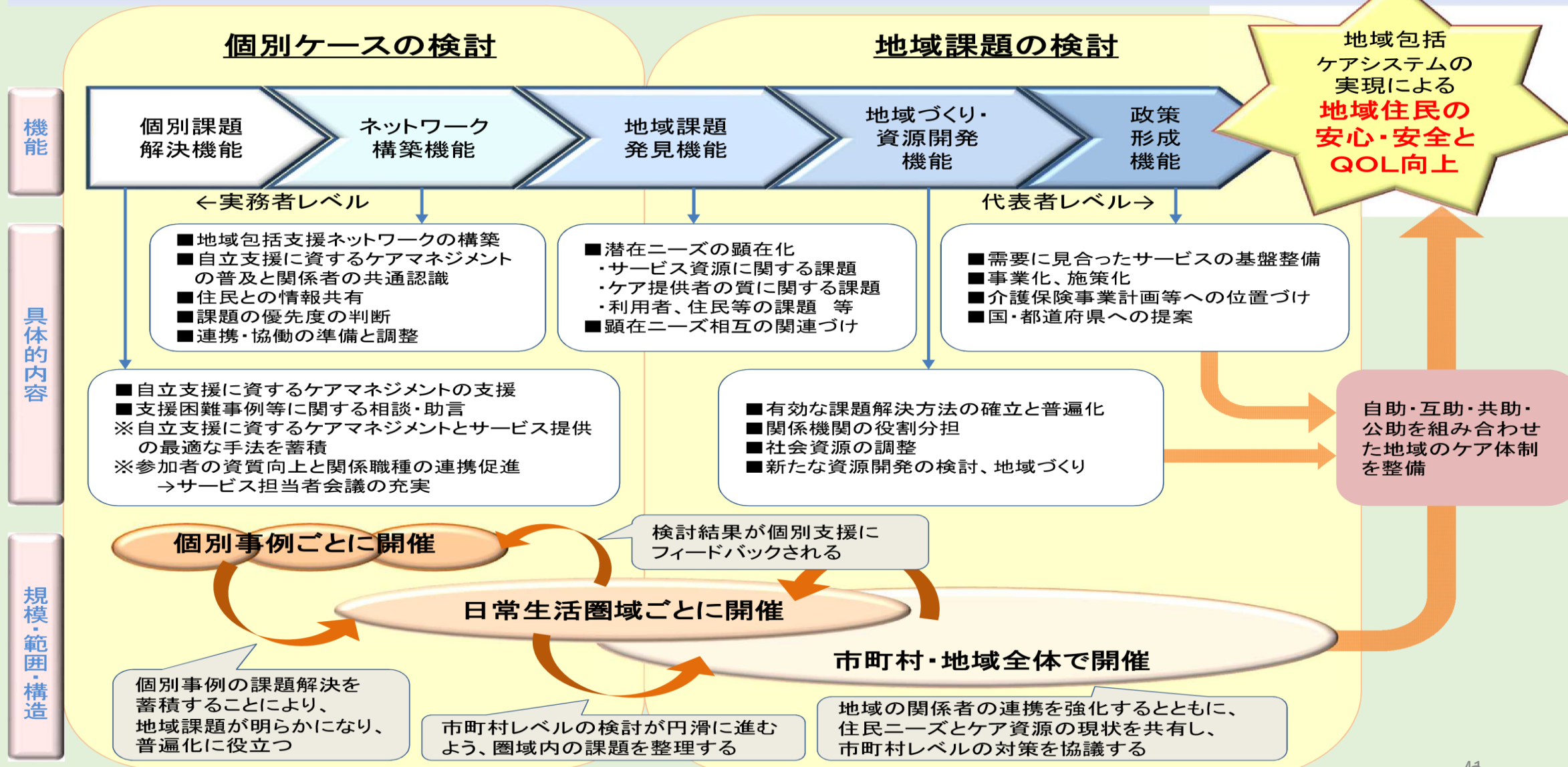
(活動場所が市外の団体は除く)

(参考) AYAMUにおける通いの場一覧マップ

4 そのほかの取組

(1) 地域ケア会議

「地域ケア会議」の5つの機能



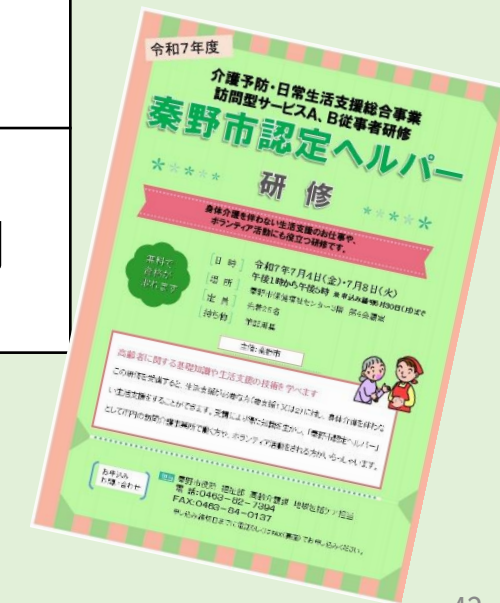
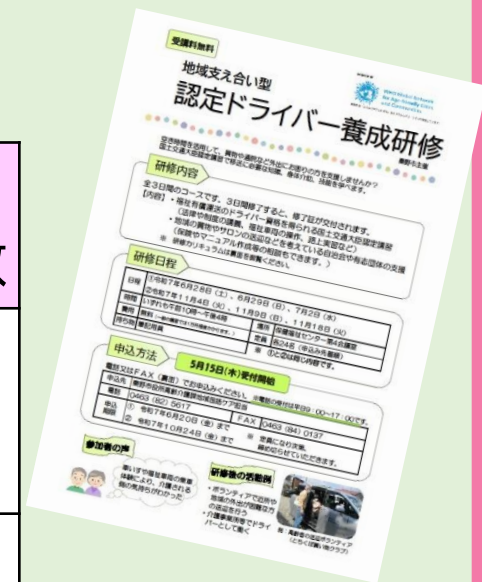
※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

(1) 地域ケア会議 【自立支援型】 個別プラン検討型地域ケア会議

検討事例	自立支援に向けた取り組みの検討を要するケース
	○介護予防や自立支援に関する事例を抽出し、多職種による様々な視点でアプローチ方法を検討したい事例
	○事例提供者の課題意識やアセスメントが比較的できている事例
	○終末期、処遇困難、認知症、精神疾患のケースを除く
会議回数	包括主催（年5回×3～4包括合同）
助言者	ケアマネ、通所事業所、その他医療・介護関係者、生活支援コーディネーター、リハ職・歯科医師・管理栄養士
	市（歯科衛生士・管理栄養士・保健師（看護師））
参加者	その他医療・介護関係者

(2) 多様な人材の参入促進に向けた研修等の実施

研修名	内容	受講時間、 又は受講日数
地域支え合い型認定 ドライバー養成研修	高齢者等の外出支援を行う移送ドライバーを養成する研修 年2回 6月と11月に開催	3日間
認定ヘルパー研修	総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修 年1回 9月～10月に開催予定	2日間
生活援助従事者研修	掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得 年1回 12月～1月に開催予定	59時間



(3) 地域支えあい型認定ドライバーによる高齢者の移動支援の実例



「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」

福祉有償運送事業者でドライバーとして働ける国土交通省の認定講習 + 秦野市独自のカリキュラム

研修修了後

介護事業所

- ▶ 通所 (デイサービス)
- ▶ 訪問型サービス
- ・活動D など

福祉有償運送

- ▶ NPO法人 など

地域の移動支援
ボランティア団体

- ▶ とちくぼ買い物クラブ
- ▶ 送迎ボランティア「おたすけ隊」
- ▶ 菩提買物支援隊
- ▶ ひろはた買物サポート
- ▶ おでかけ応援暖
- ▶ 外出支援ボランティア “You and・・・”



(4) ア 秦野市地域資源情報共有システム「Ayamu」

一元的に
管理・共有

- ▶ 医療・介護サービス情報等
- ▶ 地域サロン等のインフォーマルサービス

R6.7~
一般公開

関係者向け



- ▶ 法改正や介護事業に関するニュース
- ▶ 掲示板
- ▶ 日程調整

- ▶ 地域資源情報 (非公開情報含む)

市民向け「なでしこLink」



- ▶ 地域資源情報 (公開可能情報のみ)

(5) ア 認知症基本法

◆ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）

目的 認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう施策を推進する。

認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）

- ・基本法に明記された「共生社会の実現」をめざす。
- ・認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

重点目標

- 1 国民の「新しい認知症観」の理解
- 2 認知症の人の意志等の尊重
- 3 認知症の人・家族等が他の人々と支えあいながら地域で安心して暮らすことができる

新しい認知症観

- 1 我がこと、お互いさま、向き合う、備える。
- 2 わかること、できることが豊富にある。
- 3 本人の声は出せる／声を聞く。
- 4 本人が一番困っている、本人なりの意味がある。
- 5 人権重視、自由と安全のバランス
- 6 本人が決める（決められるように支援）
- 7 本人は支え手でもある、経験者として大切。
- 8 地域の一員として暮らし、活躍。
- 9 認知症でも自分は自分、自然体にオープンに
- 10 楽しい、のびのび、あきらめず、希望がある。

(5) イ 秦野市の主な認知症施策の取組「認知症とともに歩む地域づくり」

認知症サポーター等養成

公開講座と出前講座で実施。地域住民、公共交通機関等地域の団体、学校等でも開催中。

地域住民向け講座を企画実施したい施設・事業者、募集中。



本町中学校3年生に実施

本人の声の収集(本人ミーティング)

認知症の本人が自らの体験や希望、必要としていることを語り合う場を随時開催。

【本人の声】

- ・身体はうごく。人の役に立ちたい。
- ・お金はいいから働きたい。

⇒社会参加の場と移動支援が必要！



本町公民館
「本人ミーティング」

認知症ガイドブック(ケアパス)

認知症の進行状況に応じて、受けられる医療や介護サービス、相談について、また認知症に関することや予防方法、地域資源などを掲載。



オレンジカフェ・つどい

認知症の本人や家族、地域住民などが集い、交流や情報交換ができる他、社会とつながることができる場としても開催 (市内19か所 R8.4時点)

実施したい施設・事業者を募集中。

認知症月間での普及啓発

9月の認知症月間にあわせて市内各地で展示やイベント開催。展示作品も募集中。



医療機関展示 / まほろば大橋時計塔ライトアップ

(6) 介護サービスの円滑なサービス利用のための取組

【秦野市からのお願い】
在宅医療・介護サービスを利用する皆様へ







在宅医療・介護職員に対する
暴力・ハラスメント

ハラスメント行為は在宅医療・介護職員の心身を傷つける行為です。
暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、サービスの継続そのものが難しくなります。
秦野市は、在宅医療・介護関係者との連携体制の元、良質かつ安定的な介護サービスの提供体制の構築に努めるとともに、サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できるようにする観点から、在宅医療・介護現場におけるハラスメントの問題に対応してまいります。
住み慣れた地域で安心して、サービスを利用しながら、暮らしていただくために、暴力・ハラスメント防止に、ご理解とご協力をお願いします。

どのような行為が **暴力・ハラスメント** に当たるかは裏面を確認！

これらは **暴力・ハラスメント** です
ハラスメント行為を繰り返すと
「介護サービスを使えなくなる」場合があります。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす、またはその恐れのある行為	
◎ものを投げる	◎つばを吐く	
◎たたく、ける	◎刃物を向ける	
◎ひっかく、つねる	◎ など	
精神的暴力	個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つける、また、その恐れがある行為	
◎大声を出す・怒鳴る	◎威圧的な態度をとる	
◎特定の職員に嫌がらせする		
◎業務外の理不尽なサービスを要求・強要する		
◎過剰なサービスを要求・強要する	◎ など	
セクシャルハラスメント (セクハラ)	性的な嫌がらせ	
◎必要もなく体に触る	◎ひわいな言動を繰り返す	
◎性的な話をする	◎好意的態度を要求する	
カスタマーハラスメント (カスハラ)	不当な要求で業務を妨害する行為	
◎土下座を要求する	◎執拗な言動を繰り返す	
◎業務を妨害するほど長時間の電話をする		
◎拘束的な行動をとる (居座り、監禁など)		

高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、在宅医療・介護職員が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となります。
お互いに信頼関係を築き、在宅医療・介護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。

発行 秦野市 福祉部 高齢介護課

(7) ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成18年4月施行)

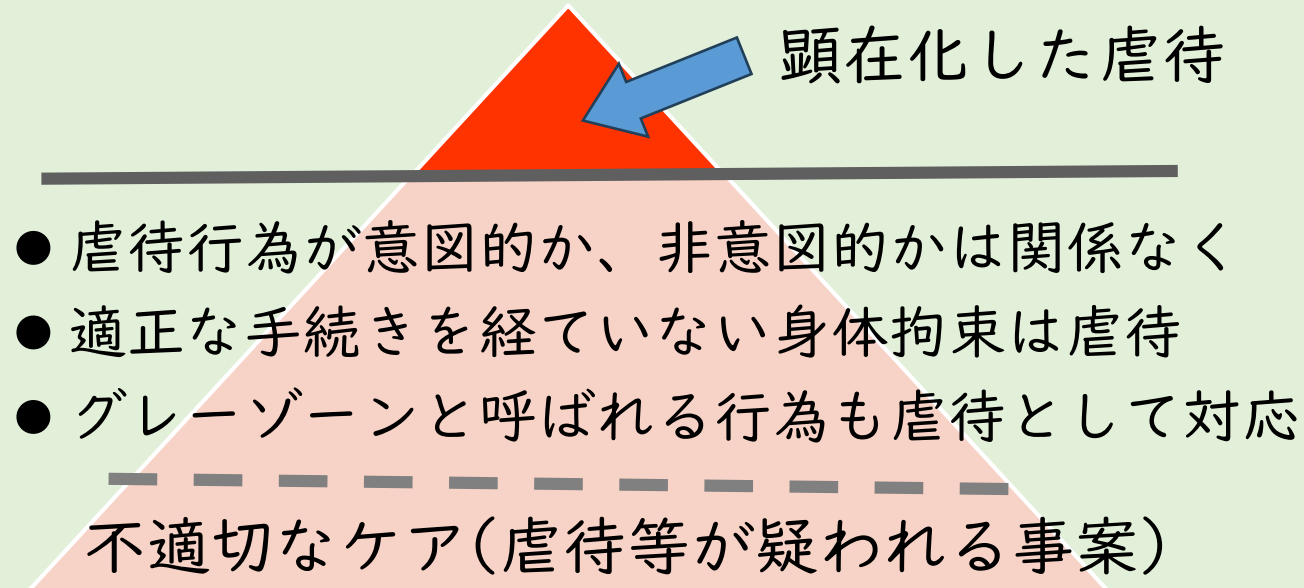
目的

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する取組を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資すること

養護者による高齢者虐待(類型)

- 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴力を加えること
 (例) ・殴る、蹴る、やけどを負わせる、物を投げる ・無理やり食事を口に入れる ・医学的判断に基づかない痛みを伴うリハビリ
- 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
 (例) ・入浴しておらず異臭がする ・水分や食事を十分に与えず、脱水症状や栄養失調 ・冷暖房を使用しない等、劣悪な住環境
- 心理的虐待 (例) ・怒鳴る、ののしる、悪口をいう ・排泄の失敗を叱責、嘲笑するなど恥をかかせる
 ・家族や友人らの団らんから排除する
- 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
 (例) ・排泄の失敗に対し、懲罰的に衣服を着用させず放置する ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする
- 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
 (例) ・生活費を渡さない ・自宅や車を勝手に売却する ・年金や預貯金を高齢者の意思 ・利益に反して使用する

(7) イ 高齢者虐待防止法の対象範囲



顕在化した虐待

出典：R6日本高齢者虐待防止学会理事会企画
厚生労働省 乙幡美佐江氏 研修資料抜粋柴
尾慶次氏(特定養護老人ホームフィオーレ南海
施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。(高齢者虐待防止法第5条1項 保健・医療・福祉関係者の責務)
- 特に該当高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村に通報しなければならない。(同法第7条1項)

➡ 通報先 **高齢介護課地域包括ケア担当**、または **地域高齢者支援センター**

(7) ウ 緊急性についての総合的判断

- 高齢者の心身の状況、養育者の心身の状況、周囲を取り巻く環境から「総合的に」判断される必要がある

緊急性が高いと判断できる状況

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
- 4 高齢者本人が保護を求めている

エ 高齢者虐待防止に関する資料・教材

- 1 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
(厚生労働省老健局、令和7年3月作成)
- 2 高齢者虐待防止対応マニュアル(神奈川県、令和7年9月作成)
- 3 高齢者虐待防止マニュアル(養護者による高齢者対応：別冊)
(神奈川県、平成26年9月作成)

その他、神奈川県ホームページ、厚生労働省ホームページにも各種資料があります。



1



2



3

52

(7) 才 高齢者虐待の防止に向けた視点

1 高齢者の意思の尊重

2 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

3 組織的な対応

客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することが原則。

4 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

5 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

6 虐待の早期発見・早期対応

7 高齢者とともに養護者を支援する

虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向け、養護者への適切な支援が必要

8 関係機関の連携・協力するチーム対応

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



充実 多様な主体の参入を促進



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

ご参加ありがとうございました。アンケートへのご協力をお願いします。

URLまたはQRコードから、本日の感想・質問等をお聞かせください。

いただいたご質問については、取りまとめのうえ、メールで回答するとともに、市のホームページにも掲載します。

なお、e-kanagawa電子申請システムのメンテナンス作業を実施しますので、次の期間は、入力できません。本日、入力できなかった方は、アンケート期間までに入力をお願いします。

<作業期間>

令和8年5月22日(金)午後8時から5月23日(土)午前9時まで

<アンケート期間>

令和8年6月1日(月)午後5時まで

<アンケートURL>

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142115-u/offer/offerList_detail?tempSeq=123430



関連資料:

秦野市 介護保険・日常生活支援総合事業総合マニュアル(令和7年4月改定)

市ホームページ:ホーム 組織から探す 福祉部 高齢介護課 在宅の生活支援サービス 介護予防・日常生活支援総合事業

